

「令和6年能登半島地震」による損害について雑損控除又は税額の軽減免除（災害減免）の適用を受ける場合の入力方法

令和5年分の申告書を作成する際に、「控除の入力（1 / 2）」画面（または「所得・控除の入力」画面）で「**雑損控除 災害減免**」を押し、損害の内容を入力する方法をご案内します。

※赤字部分は、右記【入力例】のとおり操作してください。

① 「災害」を選択する

② 「はい」を選択する

③ 能登半島地震の発生は令和6年1月1日であるが、便宜上「令和5年12月31日」を選択する

【入力例】 ※スマホも同様の操作となります

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和5年分 所得税 マイナンバーカード

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

雑損控除、災害減免額の入力

雑損控除、災害減免額の入力

損害等の入力

損害の原因を選択してください。

① ☒ 災害

☐ 盗難

☐ 横領

☐ 東日本大震災による災害

Q その災害は令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害の指定を受けた災害ですか？

> 特定非常災害の指定を受けた災害を確認する

※「令和6年能登半島地震」による損害について、令和5年分において雑損控除等の適用を受ける方は「はい」を選択してください。

「令和6年能登半島地震」による損害の入力方法については、以下のリンクをご確認ください。

> 「令和6年能登半島地震」による損害について雑損控除等の適用を受ける場合の入力方法

② はい

いいえ

損害の生じた年月日

③ 令和5(2023) 12 31

損害を受けた資産の種類など

※：30文字以内

住宅、家財

A. 損害金額（円） ?

※：災害関連支出の金額を含みます。

5,800,000

B. 保険金などで補てんされる金額（円）

4,800,000

C. 差引損失額（A - B）（円）

※：補てんされる金額が損害金額を上回った場合、0円と表示されます。

1,000,000円

（引き続き画面の案内に沿って入力する）